

さかい商品券払戻しのご案内

坂井商業振興協同組合発行の商品券は、
令和4年11月30日をもって取扱いを終了させていただきました。

坂井商業振興協同組合は、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、払戻し手続きを行います。

◎ 払戻し対象となる商品券

坂井商業振興協同組合発行「さかい商品券」 500円券・1000円券

◎ 払戻しの申出期間

令和4年12月1日～令和5年2月28日

受付時間は午前10時から午後2時 土日祝・年末年始(12月29日～1月4日)休み
※この期間に申し出されないお客様は、本払戻し手続きから除斥されます。

◎ 申出 払戻し方法

坂井商業振興協同組合事務所及び各加盟店にてご用意しています
「払戻し申出書」に必要事項をご記入の上、お手持ちの商品券とともに
ご提出ください。当日、現金にて払戻しいたします。



【お問い合わせ先・送付先】

坂井商業振興協同組合

〒919-0521 福井県坂井市坂井町下新庄2-10-1 TEL0776-66-3324/FAX0776-66-1209